

最低基準調書【幼稚園型認定こども園】

1基礎情報

①施設名

認定こども園札幌市子ども未来

②所在地

札幌市中央区東1条南1丁目〇ー〇

③認定予定年月日

令和8年4月1日

④幼稚園の認可年月日

平成10年4月1日

⑤類型

☐単独型

認可を受けた幼稚園において2号認定（3～5歳）子どもを受入れる施設

☐接続型

単独型の施設とは別に3号認定（0～2歳）子どもを対象とした保育機能施設を併設した施設

☐並列型

幼稚園舎とは別に2・3号認定（0～5歳）子どもを対象とした保育機能を併設した施設

2運営内容等

①利用定員

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号				30人	35人	35人	100人
2・3号	0人	0人	0人	20人	20人	20人	60人
合計	0人	0人	0人	50人	55人	55人	160人

②学級編制（3歳以上に係る学級に限る）

	3歳	4歳	5歳	合計
学級数	2学級	2学級	2学級	6学級
1学級あたりの園児数	25人	28人	28人	

③3歳以上の園児への食事の提供方法

☐A園内で調理する方法（調理は設置法人の調理員）

☐B園内で調理する方法（調理は委託）

☐C園外で調理して搬入する方法（調理は施設の設置法人の調理員）

☒D園外で調理して搬入する方法（調理は委託）

④食事を園外で調理して搬入する場合（③でC又はDを選択した場合）

☐食事の提供の責任が認定こども園にあり、管理者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されている。

☐認定こども園又は他の施設、市等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われる。

☐子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等が行われ、並びに子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。

☐食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努める。

⑤食事を園外で調理して搬入する場合で、かつ、調理を委託する場合（③でDを選択した場合）

☐受託する者が認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有しており、かつ、調理業務を遂行するに当たり、認定こども園の設置者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような契約が締結されている。

適否

適否

適否

適否

適否

審査事項

札幌市が内示した利用定員と一致しているか。

3歳以上の園児について、35人以内を1学級とする学級編制となっているか。

食事を園外で調理して提供する場合、適切な食事を提供できる体制が整っているか。

- 黄色塗りつぶしセルに必要事項を入力してください。
- ドロップダウンリストが表示される項目は、リストから選択して入力してください。
- 数字は全て単位入力不要です。数字のみ入力してください。
- 1①「施設名」を入力すると、2以下の項目の適否欄が表示されます。適否の内容は当該項目に入力した内容で変化します。実態に応じて各項目を漏れなく入力してください。
- 適否欄が「否」と表示された場合、現状の設備等では基準を満たしていないため、記載内容に誤りがないかどうか十分に確認をお願いします。

- 学級数の欄には3歳以上児の学級数を入力してください。なお、1学級あたり35名以内とする必要があります。※満3歳の受入を行う場合は、満3歳と3歳児の人数内訳を枠外に手書きでご記載ください。（例 満3歳：7人 3歳：10人）※3歳児クラスとは別に満3歳クラスを設定する場合も学級数に含めて下さい。

- 食事を園外で調理して搬入する場合は全ての項目を満たさなければ、適となりませんので、特に調理も委託する場合は、これらの項目を満たすことができるのか、委託先に確認を取ってください。

1/4

3 職員					適否	審査事項				
① 園長（複数選択可）					適	園長がA～Eのいずれかに該当する者であるか。				
☐	A 2年以上児童福祉事業に従事した者									
☐	B 初任保育所長等研修会を修了した者									
☐	C 教諭の免許状（専修又は一種）を有し、5年以上学校教育法施行規則第20条第1号に掲げる職に従事した者									
☒	D 10年以上教育に関する職に従事した者									
☐	E 上記C又はDと同等の能力を有するとして採用又は任命する者									
② 教育・保育従事者（学級担任含む）					否	年齢別に必要な資格を有する教育・保育従事者が配置されているか。				
※両免保有者と保育士資格のみ・幼稚園教諭免許のみの人数は重複させないこと										
		配置数		勤務時間			常勤換算値	配置基準		
		常勤	非常勤	常勤			非常勤	A	B	
全体数		9人	5人	160時間			360時間	11人	12人	
両免保有者（幼・保）		9人	2人	160時間			160時間	10人	12人	
幼稚園教諭免許のみ		0人	3人				200時間	1人		
保育士のみ		0人	0人				0時間	0人		
※勤務時間の欄で、常勤は1人当たりの月総勤務時間、非常勤は全員の月総勤務時間を入力										
※端数処理のため、常勤換算値の合計は一致しないことがある。										
③ 学級担任					適	学級数以上の学級担任を配置しているか。				
※両免保有者と幼稚園教諭免許のみの人数は重複させないこと										
		配置数		必要最低配置数						
全体数		6人		6人						
両免保有者（幼・保）		6人								
幼稚園教諭免許のみ		0人								
④ 調理業務従事者					適	保育定員に応じて必要な調理員が配置されているか。 調理業務を委託する場合は栄養士（又は管理栄養士）が配置されているか。				
		配置数		勤務時間			常勤換算値	配置基準		
		常勤	非常勤	常勤			非常勤	A	B	
調理員		0人	0人	0時間			0時間	0人	0人	
（管理）栄養士		0人	0人						0人	
※勤務時間の欄で、常勤は1人当たりの月総勤務時間、非常勤は全員の月総勤務時間を入力										
⑤ 嘱託医等（嘱託等している場合は○）					適	医師、歯科医師、薬剤師に嘱託しているか				
☒	学校医		☒	学校歯科医			☒	学校薬剤師		

●「勤務時間」の欄は、当該職種において非常勤職員を配置する場合のみ入力してください。

- ・「常 勤」：当該職種の常勤職員1人の1月あたりの勤務時間
- ・「非常勤」：当該職種の非常勤職員全員の1月あたりの勤務時間の合計

※当該職種において非常勤職員を配置する場合は、当該職種において常勤職員を配置しない場合でも、常勤職員の勤務時間を入力してください。

※常勤職員1人の1月あたりの勤務時間とは、法人の勤務規程等で定める時間としてください。

4 設備			適否	審査事項	
① 園舎の面積			適	年齢別の定員、学級数に応じて必要な園舎面積を有しているか。	
基準面積		実面積			
A 320㎡+100㎡×（学級数－2）＝720.00㎡ B 2歳の園児×1.98㎡＝0.00㎡ C 2歳未満の園児×3.3㎡＝0.00㎡		和 720.00㎡ 1120.00㎡			
② 園庭の面積			適	年齢別の定員、学級数に応じて必要な園庭面積を有しているか。	
屋外遊戯場の面積に関する移行特例を適用					
基準面積		実面積			
A1 400㎡+80㎡×（学級数－3）＝640.00㎡ A2 2歳の園児×3.3㎡＝0.00㎡		和 640.00㎡ 900.00㎡			
B 2歳以上の園児×3.3㎡＝528.00㎡					
※ A（A1+A2）又はBのいずれか大きい方の面積以上であること。					
③ 満2歳未満の園児に係る乳児室及びほふく室の面積			適	年齢別に必要な室の面積が確保されているか。 ※乳児室及びほふく室の基準面積は、2歳未満の園児のうち、ほふくをするか、しないかにより判定するため、合計面積が基準を満たしていれば適とする。	
保育室等の種類		基準面積			実面積
乳児室		0歳の園児×3.3㎡＝0.00㎡			0.00㎡
ほふく室		1歳の園児×3.3㎡＝0.00㎡	0.00㎡		
④ 満2歳以上の園児に係る保育室又は遊戯室の面積			適		
保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用					
保育室等の種類		基準面積			実面積
保育室又は遊戯室	2歳以上の園児×1.98㎡＝316.80㎡	保育室	350.12㎡		
		遊戯室	243.58㎡		
		合計	593.70㎡		
⑤ 調理室の設置			適	調理室が設置されているか。 また、保育室等を3階以上の階に設置する場合の基準を満たしているか。	
A 調理室を幼稚園舎に設置		○			B 設置なし（調理設備を設置）
C 調理室を連携施設に設置					
※保育室等の設置階が3階以上の場合、以下も入力すること。					
調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。					
スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。					
調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。					
⑥ その他の設備の設置			否	医務室、便所が設置されているか。	
医務室（保健室）		便所			
⑦ 建物の種類・構造等			適	保育室等を2階以上の階に設置する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物（イ準耐）であるか。 保育室等を3階以上の階に設置する場合は、壁等について必要な基準を満たしているか。	
○ 耐火建築物 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物		⑧ 保育室等の設置階			
準耐火建築物 建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当する準耐火建築物を除く。）		① 1階			
その他		② 2階			
※保育室等の設置階が3階以上の場合、以下も入力すること。					
壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われている。					
カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されている。					

●移行特例の適用について
移行特例を適用しなければ「適」とならない場合に適用の欄の○を選択してください。
なお、移行特例の適用可否については、必ず、市の担当者に確認してください。

●実面積は各室面積表及び平面図に記載している面積と必ず一致させてください。

●実面積は各室面積表及び平面図に記載している面積と必ず一致させてください。

●「保育室等の設置階」の欄は、①～④の右側のセルに、保育室等を設置する階を入力してください。
※保育室等を設置しない階は入力不要です。

例) 1階及び3階に保育室等があり、2階には職員室があるが保育室等はない場合
→①欄に1、②欄に3 と入力

⑨ 転落防止用設備				適	保育室等を2階以上の階に設置する場合に、転落防止用設備が設置されているか。
○	保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する次の設備が設けられている。				
1階					
2階	転落防止柵				
⑩ 警報・通報設備				適	保育室等を3階以上の階に設置する場合に、警報設備等が設置されているか。
※保育室等の設置階が3階以上の場合、入力すること。					
	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。				
⑪ 避難用設備等				適	保育室等を2階以上の階に設置する場合に必要な、常用、避難用の施設又は設備が設置されているか。 また、保育室等を3階以上の階に設置する場合は、これらの施設又は設備が避難上有効な位置等に設けられているか。
	次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている。（3階以上に保育室を設置する場合）				
1階	常用				
	避難用				
2階	常用	屋内階段			
	避難用	屋外階段			
	常用				
	避難用				
	常用				
	避難用				

●⑧保育室等の設置階で入力した階数に応じた、転落防止用設備を入力してください。
※2階以上に保育室を設置しない場合は入力不要です。
※転落防止設備は「転落防止柵」等具体的な設備名称を記載してください。

●⑧保育室等の設置階で入力した階数に応じた、避難用設備等を入力して下さい。
※2階以上に保育室を設置しない場合は入力不要です。

●リスト中「屋内避難階段(※)」は『札幌市児童福祉法施行条例』第181条第7号イの表中、2階～4階の避難用(1)の設備に係る、各ただし書きの要件を満たす設備である場合に選択してください。